

江口浄水場長寿命化事業に伴う
沈殿池ろ過池改修工事仕様書

新発田市水道局
令和6年5月

標準仕様書

1. 本工事の施工にあたって請負者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
2. 設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」、「新潟県土木工事標準仕様書」及び「日本水道協会水道工事標準仕様書の土木工事編、設備工事編」を適用するものとする。

特記仕様書

1. 受注者は、工事の週間毎の工程表を監督員に提出すること。
2. 工事日報は常に整理を行い、竣工時に提出書類とともに提出すること。
3. 竣工写真については、配管ルートを朱記し見て良く分かるようにすること。
また、関連工事の写真についても同様とする。
4. 竣工書類関係は一式A4判とする。
また、CD-Rに工事写真整理ソフトを使用して提出する場合は、局で必要データが使用できるよう別フォルダーに写真データを入れて提出すること。
5. 竣工図面はA3マイラー(カラーも可)を提出すること。
CADで作成の場合は、監督員の最終検収を受けたデータをCD-Rに入れて提出すること。
また、CD-Rには竣工図書同様のタイトル等を明記すること。
6. 石綿セメント管の切断・撤去等については、労働安全衛生法に基づく「石綿障害予防規則」を遵守し作業を行うこと。
また、石綿セメント管及び鉄くず等の運搬及び処分については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の「産業廃棄物」に該当するので処理基準に基づいて処理を行うこと。
7. 道路管理者の許可条件により密度試験等の条件が附された場合は施工すること。
8. 局内パソコンのウイルス感染防止対策のため図面等電子データが必要な場合はCD-Rを持参すること。CD-R以外の電子媒体(USBメモリー等)は受け付けません。
9. サドル付分水栓・割T字管・鋳鉄製メカ継手等はポリスリーブ付とする。
10. 土工の積算において基本は「水道事業実務必携」に掲載されている歩掛を使用。未掲載の歩掛については国交省の歩掛を使用。

本工事に使用する特記仕様書は以下のとおりとする。

(■が採用する特記仕様書です。)

- 1 施工条件総括表
- 2 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書
- 3 建設副産物に関する特記仕様書
- 4 再生クラッシャーラン、アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書
- 5 排出ガス対策型建設機械特記仕様書
- 6 工事カルテ作成、登録に関する特記仕様書
- 7 安全訓練等の実施に関する特記仕様書
- 8 植栽樹木等に関する特記仕様書
- 9 建設業退職金共済制度への加入に関する特記仕様書
- 10 新発田市建設工事請負契約約款関係
- 11 その他工事独特の特記仕様書

1 施 工 条 件 総 括 表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件
I 工 程 関 係	1 関連する別途発注工事あり ・工 事 名： ・予 定 期 間：
	○ 2 施工時期、時間、方法の制限あり ・時 期：施工制限あり（夏季7月中旬～9月中旬、冬季1月中旬～2月下旬） ・時 間： ・方 法：
	3 関係機関協議による工程条件あり ・協 議 内 容： ・完了予定時期：
	4 その他
II 用 地 関 係	1 工事用地等の未処理部分あり ・処理見込時期： ・区 間：
	2 仮設ヤードの指定あり ・場 所： ・期 間：
	3 その他
III 公 害 対 策 関 係	○ 1 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等） ・施工方法： 排出ガス対策型建設機械の使用 ・作業時間：
	2 家屋等の調査の必要性あり ・方 法：施工区間隣接の塀、土留め等の既存の傾き及びクラック等を写真撮影し、事前事後の違いが比較できるよう資料をまとめること。 ・範 囲：
	3 その他
IV 安 全 対 策 関 係	1 交通安全施設等の指定あり ・交通誘導員：最短工事期間を 日間と設定し、工事起点・終点に1名ずつ配置することと仮定し、今回工事＝ 日間×2名配置＝ 人配置とする。警察指導等によりこれに準じない場合は、協議すること。 ・その他施設等：
	2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） ・内 容： ・工 法 制 限： ・作業時間制限：
	3 発破作業あり ・保安設備及び保安要員： ・防 護 工： ・作業時間制限：
	4 防護施設（落石、雪崩、土砂崩落等） ・内 容：

明示項目	施 工 条 件
IV 安全対策関係	5 その他
V 工事用道路関係	1 一般道路を搬入路としての使用制限あり ・搬入経路： ・期間： ・使用後の処置：
	2 一般道路の占有 ・期間： ・規制条件： ・時間制限：
	3 仮設道路設置 ・工法指定の有無： ・用地関係： ・安全施設： ・工事完了後の「存置」または「撤去」：
	4 その他
VI 仮設備関係	1 仮設備の指定あり
	2 仮設備の条件指定あり
	3 仮設構造物の転用、兼用あり ・工種： ・内容：
	4 イメージアップあり ・内容：
	5 その他
VII 残土・産業廃棄物関係	1 別紙「建設副産物に関する特記仕様書」のとおり
VIII 工事支障物等	1 占有支障物件あり（電気、電話、水道、ガス等） ・内容：ガス・水道に関して、事前立会及び横断部の試掘を必ず実施すること。 ・移設、撤去、防護方法等： ・時期：
	2 占有物件重複施工あり ・内容：
	3 その他
IX 排水工（濁水処理含む）	1 濁水、湧水処理等の特別な対策あり ・内容：本設計に計上している水替日数は、 日間とする。舗装切断時に発生する濁水は、回収し処分すること。処分量は発生見込み量での形状の為、実績量（現地立会、写真、マニフェスト）に基づき数量の変更を行う。
X 薬液注入関係	1 薬液注入工法あり ・「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 建設省管技発第 160 号）に準じること。
XI その他	1 現場発生材あり ・品名： ・納入場所：
	2 支給品及び貸与品あり ・品名： ・引渡場所：
	3 品質証明の必要あり（採用する標準仕様書が「新潟県土木工事標準仕様書」の場合） ・新潟県土木工事標準仕様書第 1 編(章) 1 - 1 - 2 4 による
明示項目	施 工 条 件

	<p>4 その他 簡易な工事および緊急を要する工事（災害復旧等）においては、監督員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる</p>
	<p>5 リサイクル塩化ビニル管の使用について リサイクル塩化ビニル管とは、J I S K 6 7 4 1 硬質塩化ビニル管をさす。 建設資材廃棄物の再資源化の取組を進める観点からリサイクル塩化ビニル管の使用に努める。使用する場合は、承認願を必ず提出し主任監督員の承認を得ること。</p>
	<p>6 測量機器のキャリブレーションについて キャリブレーション(Calibration)とは、計測機器の偏りを基準量によって正すこと。 キャリブレーションに関する事項を必ず施工計画書に記載すること。 (例、測量機器の種類、測量機器検定機関の検定の期日、自主点検の時期(月、週、日)等を記載する。)</p>
	<p>7 市内企業活用促進について 受注者は、下請契約を締結する場合には、市内企業育成の観点から当該契約先として市内業者を優先的に採用するように努めること。 なお、市内企業とは新発田市内に本社、本店を置く事業者をいう。</p>

2 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書

建設リサイクル法とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）」のことを言います。

この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じた法律で主な内容は以下の三点が義務化されています。

- ① 建築物等の解体工事、新築工事、修繕・模様替え工事、土木工事等の際に一定規模以上の工事（対象建設工事※1）におけるコンクリート、アスファルト、木材（特定建設資材廃棄物※2）の工事現場での分別（分別解体等）と再資源化等を行わなければなりません。
- ② 工事の発注者による対象建設工事の事前の届出が必要です。
工事発注者（工事発注担当課）は、分別解体に関する通知書（様式 - 9）を新発田市建築課に提出すること。
また、元請業者から発注者への事後報告、現場における標識（建設業の許可票、または解体工事業者登録票）の掲示が必要となります。
- ③ 解体工事の実施には建設業許可（土木、建築、とび、土工）か解体工事業登録が必要です。

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられます。

工事の種類	規模の基準
建築物解体	床面積 80㎡
建築物の新築・増築	床面積 500㎡
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負金額 1 億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500 万円以上

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は、以下のとおりとする。

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

については、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称を記した書面を、契約書に添付して提出してください。

- ④ 再資源化等完了報告の提出が必要です。
特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により発注者に報告すること。
再生資源等完了報告書（第 1 号様式）を発注者監督員に必ず報告すること。

3 建設副産物に関する特記仕様書

1 再生資材の利用

下記の資材の利用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規 格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備 考

2 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事から建設発生土を利用すること。

発注機関	工 事 名	発生場所	施工会社名・連絡先	備 考

3 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称			
工事場所／施設所在地			
連 絡 先			
受 入 時 間			
仮置き場所の有無			
備 考			

4 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとして積算している。

搬出する廃棄物			
処理施設名称			
施設所在地			
連 絡 先			
受 入 時 間			
受 入 費 用			
備 考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

⑤ 産業廃棄物が発生した場合には適正に処理し、監督員にマニフェスト原本を提示し確認を得ること。完成検査（臨時検査）時に原本を持参すること。排出事業者（請負者）は、マニフェスト A 表、B2 表、D 表、E 表の原本を 5 年間保存する義務があります。

⑥ 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の原本を監督員に提示し確認を得ること。完成検査（臨時検査）時に原本を持参すること。

⑦ 再生資源利用計画書の必要の有無

「再生資源利用計画書（実施書）入力システム」を用いて作成し、計画書は施工計画書に添付、実施書は完了時に CD - R 等電子媒体で提出する。

⑧ 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事業により、上記の指定によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し協議すること。

5 排出ガス対策型建設機械特記仕様書

1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

機 種	備 考
<p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット <p>以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 油圧ハンマ ・ バイブロハンマ ・ 油圧式鋼管圧入・引抜機 ・ 油圧式杭圧入引抜機 ・ アースオーガ ・ オールケーシング掘削機 ・ リバースサーキュレーションドリル ・ アースドリル ・ 地下連続壁施工機 ・ 全回転型オールケーシング掘削機 <ul style="list-style-type: none"> ・ ローラ（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ） ・ ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。</p>

2. 排出ガス対策型建設機械（第2次基準）を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。

6 工事カルテ作成、登録に関する特記仕様書

請負者は、工事請負代金額 **500**万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に登録機関に提出するとともに、登録機関発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

工事カルテの期限および登録内容は、以下のとおりとする。

- 1 受注時登録データの登録および「登録内容確認書」の写しの提出は、契約締結後土日、祝日、年末年始を除く10日以内に行ってください。
受注・変更・完成・訂正時の工事实績情報は、監督員の確認を受けたうえ登録してください。
登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録してください。
完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請してください。
なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できます。

- 2 登録内容は下記表のとおりとする。

区 分	登録の種類
請負金額 500 万円以上の工事	受注登録
	変更登録
	完成登録
	訂正手続き

※訂正手続きとは、業者の誤りによるものを指す。

7 安全訓練等の実施に関する特記仕様書

1 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、現場に即した安全・訓練等を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等視覚資材による安全教育
- ②当該工事内容等の周知徹底
- ③工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④当該工事における災害対策訓練
- ⑤当該工事現場で予測される事故対策
- ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項

2 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告（工事月報）に記録し報告するものとする。

4 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合（死亡事故又は休業4日以上を負傷事故）、指定された「事故発生報告書」を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

また、前記の事故以外の「簡易な事故」が発生した場合も速やかに、指定された「簡易事故報告書」を作成し監督員に提出しなければならない。

9 建設業退職金共済制度への加入に関する特記仕様書

新発田市が発注した建設工事に当たっては、建設労働者の福利厚生を増進を図り建設産業の健全な発展に資するために、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について、適切な対応を図れるよう下記について実施すること。

- ① 請負者は、建設業退職金共済制度に加入するよう努め、建設業退職金共済紙購入状況報告書を監督員に提出すること。
- ② 請負者は、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）の掲示を行うこと。
- ③ 請負者（下請契約を締結したときは、下請負業者を含む）が、退職金支給制度（中小企業退職金共済事業団の加入を含む）を有し、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出すること。
- ④ 下請負業者への加入促進と、制度の普及について配慮すること。

1 0 新発田市建設工事請負契約約款関係

1 建設工事	新発田市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条第3項による ・施工条件総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に特別に定める場合を除き、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段は、請負者の責任において定める。
2 特許権等の使用	本工事における約款第8条の特許権、その他第三者の権利の対象となっている施工方法の指示は以下のとおりである。 特許権の内容 特許権の所有者
3 中間検査 (当初請負金額 5,000 万円以上)	本工事は、約款第32条により定める（新発田市工事検査規定による）対象工事である。 中間技術検査の実施時期は、出来高の40～60%程度を目安とし検査時期は監督員と協議中間検査願いを提出する。 但し中間技術検査は施工途中の技術的確認を行うものであり、支払いの対象としない。 中間技術検査時は、設計図書、施工計画書、及び中間技術検査までの工事管理記録等を準備する。 中間技術検査を実施する場合は、現場代理人等は検査に立会い、かつ、検査時に必要となる器具を準備する。
4 部分使用	本工事は、約款第34条の定めによる部分使用の対象工事である。 本工事のうち、次の部分については引渡し前の使用について協議する。 部分使用協議箇所は、別紙図面に示した箇所で 使用協議予定箇所と内容 協議予定時期は令和 年 月 日からとする。
5 部分引渡し	本工事は、約款第39条の定めによる部分引渡し対象工事である。 部分引渡し部分は、新発田市 地内の として、別紙図面等で工種、数量、構造を明記する。 部分引渡し予定時期は令和 年 月 日までとする。 部分引渡しの金額については、協議の上決定する。 部分引渡し検査については、次に掲げる処置を講じなければならない。 ①部分引渡しの設計図書、施工計画書、工事管理記録等を準備する。 ②請負者は、部分引渡し検査に必要な機器を準備する。 ③請負者は、部分引渡しの検査に立会うものとする。
6 火災保険等	本工事は約款第54条の定めによる火災保険等の指定工事である。 指定内容 : 火災保険等の対象金額が請負金額以上に加入していること。 提出書類 : 火災保険等の金額が判明できる証書の写し（ただし、加入期間は竣工予定日より14日以上必要とする。）
7 その他	「適正化法」第13条第1項及び第3項の規定により、施工体制台帳の写しを発注者に提出するものとする。 また、施工体系図の写しについては、下請負人が発生した場合、下請金額に関わらず全て定められた書式により、監督員に提出するものとする。 約款第18条及び第19条に係る事務手続きは、設計変更のガイドライン（新発田市ホームページ→企業・起業→入札・契約・検査情報→工事検査室→工事検査室からの技術情報に掲載）を遵守のこと。

1 1 その他工事独特の特記仕様書

1 目的

江口浄水場は昭和 49 年に竣工した新発田市の主力浄水場である。この浄水場の主要設備である高速凝集沈殿池及び急速ろ過池は、平成 18 年に老朽化した一部を更新する改修工事を行い健全な状態とするとともにクリプトスポリジウム等の対策を実施した。しかし、経年により老朽化が進行し、一部機器等に不具合が発生してきている。このことから本工事は、高速凝集沈殿池 No. 1 及び急速ろ過池 No. 1 (8 池) の部分更新改修等を実施し、当該設備を健全な状態とすることで水道水の安定供給を図るとともに江口浄水場の長寿命化に資することを目的とする。

基本情報

工事名	江口浄水場沈殿池ろ過池改修工事
施設名	江口浄水場
位置	新発田市江口550番地
敷地面積	24,408㎡
浄水能力	28,000㎥/日
竣工	昭和49年2月
メーカー	荏原インフィルコ株式会社
高速凝集沈殿池	鉄筋コンクリート造り 13.9m×13.9m×有効水深4.8m 3池 処理能力30,000㎥/日 (28,000㎥/日) 分離面積186.7㎡/1池 上昇速度37mm/分
急速ろ過池	鉄筋コンクリート造り 24池/3ユニット 全ろ過面積249.6㎡ ろ過速度 120m/日

2 施工条件

- ①高速凝集沈殿池、急速ろ過池、全3系統の老朽化状況を把握し、これまでの更新改修履歴を考慮した上で令和6年度に改修するNo.1系統の範囲、更新する機器類を選定すること。
- ②工事期間中、高速凝集沈殿池、急速ろ過池、No.2・3系統の運転に支障が生じないこと。
- ③工事期間中、江口浄水場で製造する水道水に異臭味を生じさせるなど、水道水の品質に支障を及ぼさないこと。
- ④本工事で更新改修する設備には既設設備との連動性及び協調性が確保されること。
- ⑤本工事で改修するNo.1系統設備と改修しないNo.1～No.3系統設備は浄水設備として密接不可分(同一管理システム)の関係にある。責任の所在が不明確とならないように、改修工事竣工後も既設設備を含めた浄水設備として、発生した問題や不具合に対して速やかに原因究明と改善方法を提示できること。
- ⑥夏季7月中旬～9月中旬と冬季1月中旬～2月下旬は全3系統とも水道水を製造できる状態とすること。

3 改修後の品質

- ① 洗浄排水(持込み計器による測定)
 - ・ろ過排水終了直前の濁度:クリプトスポリジウム等暫定対策指針 0.1度以下
- ②ろ過水
 - ・水道法第20条登録検査機関にて検査すること。
 - ・平成15年5月30日厚生労働省令第101号の基準に適合すること。

4 適用法令

本工事は、以下に記載する関係法規に準拠して工事を施工するものとする。

- (1) 日本産業規格(JIS)

- (2) 水道法
- (3) その他関係法令、条令及び規格

5 用具・電気の使用について

ケレン用工具等、その他の電力は、受注者が用意すること。

6 遵守すべき関係法令等

事業者は本工事を実施するために必要かつ最新の関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。また、本工事の遂行に必要な許認可は、事業者の責任において取得するものとし、その費用も事業者の負担とする。

7 運用開始について

全ての工事作業終了後、「3 改修後の品質」を満たし、水道技術管理者の承認を得ること。

8 腸内細菌検査

作業員は、事前に監督員に腸内細菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌（腸チフス、パラチフス含む）、0-157）の陰性結果を監督員に提出し、水道技術管理者の承認を得ること。

工事期間中に検査から6か月を超えることが予想される場合、再検査を行い、6か月を越えない前に結果を監督員に提出すること。

作業員に赤痢菌、サルモネラ菌（腸チフス、パラチフスを含む）、0-157、法定伝染病に罹患した者が出た場合、直ちに監督員に報告し今後の作業について協議するものとする。